給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

年度　1．現年度　2．新年度　3．両年度

江戸川区長 宛

年　月　日提出

（特別徴収義務者 給与支払者）

所在地	〒132－8501 江戸川区中央1－4－3
フリガナ	マルバツショウジ
氏名又は名称	株式会社　○×商事
個人番号又は法人番号	◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ ←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

特別徴収義務者指定番号	△△△△△△△
宛名番号	△△△△△
担当者連絡先 所属	総務課　給与係
担当者連絡先 氏名	総務　二郎
担当者連絡先 電話	03-○○○○-○○○○ 内線（1111）

給与所得者		（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ	シンコク　サブロウ						
氏名	申告　三郎						
生年月日	昭和 △ 年 3 月 1 日						
個人番号	○○○○○○○○○○○○						
受給者番号							
1月1日現在の住所	江戸川区北小岩1－17－1	80,000 円	6 月から 10 月まで 33,800 円	11 月から 5 月まで 46,200 円	令和 8 年 10 月 2 日	2（右から番号を記入）1．退職 2．転勤 3．休職（育休・他） 4．長期欠勤 5．死亡 6．合併 7．会社解散 8．住所誤報 9．その他（支払少額・不定期）	1（右から番号を記入※）1．特別徴収継続 2．一括徴収 3．普通徴収（本人納付） ※ 記入がない場合は普通徴収となります。
異動後の住所	同上（TEL 090 － 1234 － △△△△）						

※　決定・変更通知の発送は届出書を受理してから1か月程度かかります。江戸川区から月割額や指定番号の電話連絡は行っておりません。月割額や指定番号は税額の決定・変更通知を確認してください。

1．特別徴収継続の場合

（新しい勤務先 特別徴収義務者）

特別徴収義務者指定番号	△ ○ △ ○ △ ○ △ （新規）
個人番号又は法人番号	◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆
所在地	〒○○○－△△△△ 江東区大島10－1－1
フリガナ	マルバツコウギョウ
氏名又は名称	株式会社　○×工業
担当者連絡先 所属	経理課 給与係
担当者連絡先 氏名	経理 二郎
担当者連絡先 電話	03-○○○○-○○○○ 内線（　）

新しい勤務先へは、月割額 6,600 円を 11 月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。※

受給者番号※　1 2 3 4 5 A B

納入書の要否（新規の場合のみ記載）　□（右から番号を記入）1．必要　2．不要（ネットバンキング等利用）

※　給与所得者（本人）の税額通知書を電子データでの受取希望と申告している事業所は、受給者番号が必須となります。受給者番号の記載がない場合は、江戸川区で付番させていただきます。

2．一括徴収の場合

理由　□（右から番号を記入）
1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2．異動が令和　年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）
月　日	円

左記の一括徴収した税額は、□月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

3．普通徴収の場合

理由　□（右から番号を記入）
1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2．令和　年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため
3．死亡による退職であるため

※市区町村記入欄　／令公　／納税連絡　／控送　／先送（特・普）

現年度	新年度

【提出・問合せ先】〒132-8501　江戸川区中央1-4-1　江戸川区　総務部　課税課　03-5662-1008・1009

記載例（転勤）

（注　意）

1　転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は記載せず、新勤務先へ送付願います。

2　新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所地（課税地）の市区町村長に送付してください。ただし、特別徴収継続の場合を除きます（地方税法第三百二十一条の五第二項ただし書後段・地方税法施行規則第九条の二十三）。

一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務付けられています。